

京都市特別会計条例の一部を改正する条例(平成28年3月30日京都市条例第58号)  
(行財政局財政部財政課)

緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として本市が行う事業の終了に伴い、雇用対策事業特別会計を廃止することとしました。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第58号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における雇用対策事業特別会計に係る歳入歳出の出納については、平成28年5月31日までの間は、なお従前の例による。

(行財政局財政部財政課)